

2024 ひょうご立地支援

補助実績 **272** 億円
211社

支援制度をより充実させました。

TOPICS

中小企業の
設備補助要件を
緩和!

TOPICS

成長産業の
設備補助率を
強化!

兵庫への
産業立地を
応援します。

兵庫県産業労働部
地域産業立地課

兵庫県内に事業所を立地する場合、 様々な支援を活用することができます。

国の支援

- ・地方拠点強化税制
- ・地域未来投資促進法に基づく課税特例など

+

県の支援

- ・産業立地条例に基づく県の支援

+

市町の支援

県の5つの 支援メニュー

支援メニュー

補助金

設備補助

雇用補助

賃料補助

税軽減

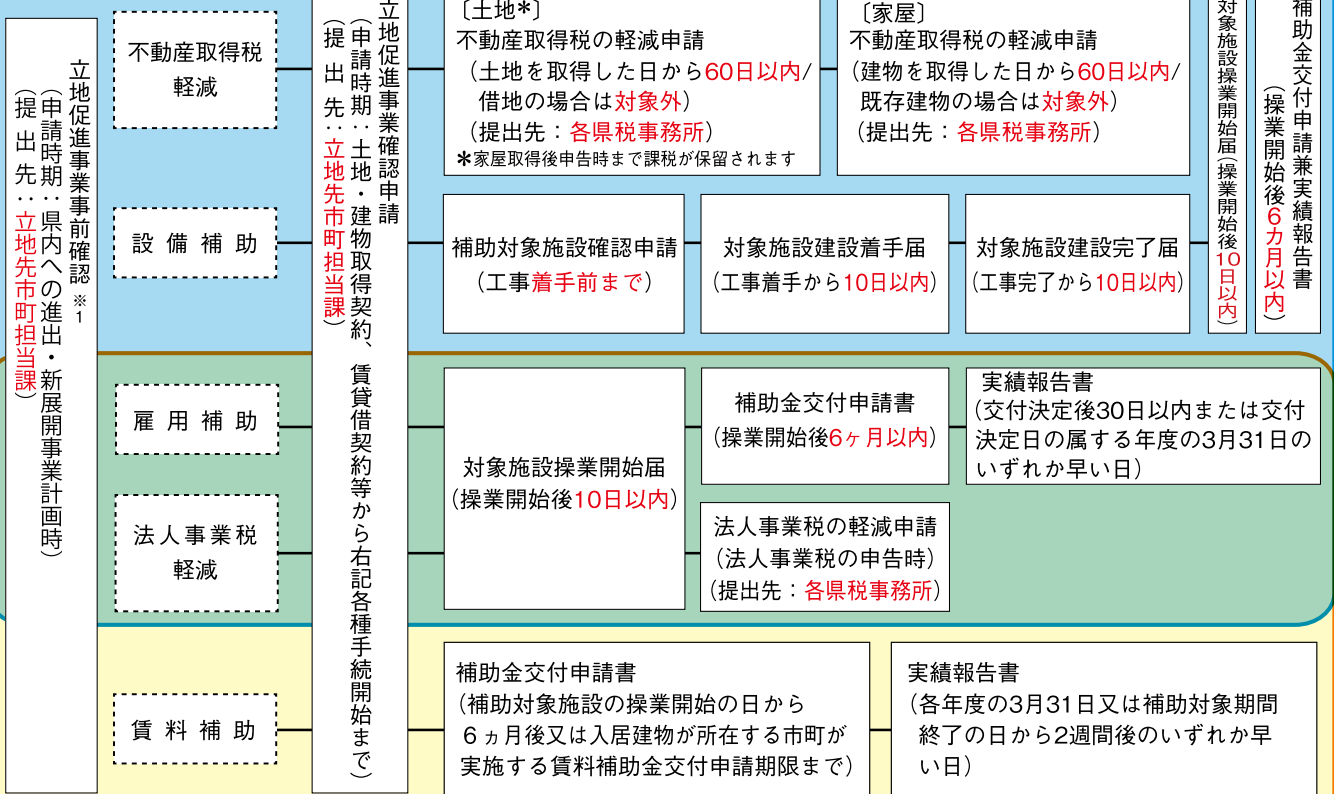
不動産取得税の軽減

法人事業税の軽減

■補助金等に係る申請手続（標準例）

建築物などへの設備投資を行う場合

手続の流れ



オフィスビル等に入居する場合

※1 立地促進事業の対象となる事業は県のホームページに掲載しています。

兵庫県 立地促進事業

検索

支援メニューの見方



基本的な支援

P 3 へ

重点立地促進事業(P 4「対象業種」該当事業)

P 4 へ

投資促進地域(P 5「対象地域」)への立地

P 5 へ

サプライチェーン対策事業、
本社事業所移転、研究施設立地(P 6「対象者」該当)

P 6 へ

どの支援メニューに該当するか不明な場合は、地域産業立地課立地班 [078-341-7711 (代表)] までお問い合わせ下さい。

基本的な支援

		設備補助	雇用補助	賃料補助	不動産 取得税軽減	法人事業税 軽減
大企業	内容	3% (上限100億円)	30万円/人 (上限3億円)	1/2 ^{※4} (3年) (上限100万円/年)	1/3	1/3 (5年)
	要件	投資額 ^{※2} 20億円	新規雇用 ^{※3} 10人	新規雇用10人 ^{※5} (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用10人	投資額 ^{※6} 2億円 新規雇用10人
中小企業	内容	3% (上限100億円)	30万円/人 (上限3億円)	1/2 (3年) (上限100万円/年)	1/3	1/3 (5年)
	要件	投資額1億円	新規雇用5人	新規雇用5人 (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用5人	投資額5千万円 新規雇用5人

※2 投資額：土地代を除いた設備投資額

※3 新規雇用：立地促進事業確認日以降に新たに雇用する者、又は県外施設から異動してきた者であって、雇用保険に加入する直接雇用者で、期間の定めなく継続雇用される者（原則兵庫県内に居住していることが条件です。）

※4 兵庫県が1/4を補助 市町が1/4を補助

※5 県が指定する特定施設へ入居する場合は人数要件が免除されます。

※6 事務所立地の場合は投資額要件が免除されます。

重点立地促進事業に対する支援〈県内全域が対象〉

対象業種

※7

経済成長や社会課題解決の担い手になりうる成長産業の立地を促すため、
重点的に支援する業種として下記の5分野に係る製造業を重点立地促進事業に設定

- ①新エネルギー、環境関連産業（水素、蓄電池、環境負荷を低減する製品など）
②航空産業 ③ロボット産業 ④健康医療産業 ⑤半導体産業

補助金

- 設備投資への補助金 ————— 【補助率】投資額の **7%**（水素関連分野は**10%**）
（上限100億円）
- 新規雇用への補助金 ————— 【補助額】新規正規雇用者 **60万円/人**
（上限3億円）

税軽減

- 不動産取得税の軽減措置 ————— 【軽減率】 **2分の1**
（上限2億円）
- 法人事業税の軽減措置 ————— 【軽減率】 **2分の1**
（5年間）

		設備補助	雇用補助	賃料補助	不動産 取得税軽減	法人事業税 軽減
大企業	内容	7%※8 (上限100億円)	60万円/人 (上限3億円)	1/2 (3年) (上限100万円/年)	1/2	1/2 (5年)
	要件	投資額20億円	新規雇用10人	新規雇用10人 (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用10人	投資額2億円 新規雇用10人
中小企業	内容	7% (上限100億円)	60万円/人 非正規30万円/人 (上限3億円)	1/2 (3年) (上限100万円/年)	1/2	1/2 (5年)
	要件	投資額1億円	新規雇用5人	新規雇用5人 (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用5人	投資額5千万円 新規雇用5人

※7 P7「重点立地促進事業の一例」をご参照ください。

※8 水素関連事業は10%を補助

投資促進地域への立地に対する支援

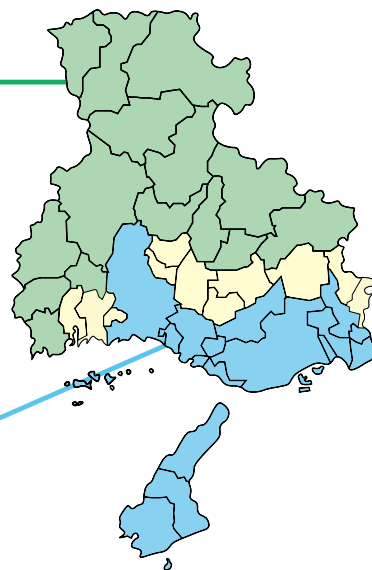
対象地域

多自然地域（9市6町）

西脇市、多可町、神河町、赤穂市、
宍粟市、たつの市（新宮町）、上郡町、
佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、
新温泉町、丹波篠山市、丹波市

ペリエリア地域（14市2町）

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、
宝塚市、明石市、加古川市、高砂市、
稲美町、播磨町、三木市、姫路市、洲本市、
南あわじ市、淡路市



補助金

● 設備投資への補助金 ————— 【補助率】投資額の **5%**
(上限 100 億円)

● 新規雇用への補助金 ————— 【補助額】新規正規雇用者 **60 万円 / 人**
(上限 3 億円)

		設備補助※9	雇用補助	賃料補助	不動産 取得税軽減	法人事業税 軽減
大企業	内容	5% (上限100億円)	60万円/人 (上限3億円)	1/2 (3年) (上限100万円/年)	1/2	1/2 (5年)
	要件	投資額20億円	新規雇用10人	新規雇用10人 (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用10人	投資額2億円 新規雇用10人
中小企業	内容	5% (上限100億円)	60万円/人 非正規30万円/人 (上限3億円)	1/2 (3年) (上限100万円/年)	1/2	1/2 (5年)
	要件	投資額1億円	新規雇用5人	新規雇用5人 (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用5人	投資額5千万円 新規雇用5人

※9 ペリエリア地域への立地に限り、MICE 機能等を有する高級ホテルも設備補助の対象になります。

サプライチェーン対策事業に対する支援

対象者

- 海外の自社生産施設に類する生産施設を県内に新增設する者
- サプライチェーン強化のため、特定国に依存していた製品・部品等の生産施設を新たに県内に整備する者

本社事業所の移転・研究施設の新増設に対する支援

対象者

- 本社事業所^{※10}を三大都市圏等^{※11}から兵庫県内に移転する者
- 本社事業所を県内で移転・増設する県内事業者
(既成都市区域^{※12}外から既成都市区域内への移転は不可)
- 県内で研究施設^{※13}を新増設する者

		設備補助	雇用補助	賃料補助	不動産 取得税軽減	法人事業税 軽減
大企業	内容	5% (上限100億円)	60万円/人 (上限3億円)	1/2 (3年) (上限100万円/年)	1/2	1/2 (5年)
	要件	投資額20億円	新規雇用10人	新規雇用10人 (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用10人	投資額2億円 新規雇用10人
中小企業	内容	5% (上限100億円)	60万円/人 非正規30万円/人 (上限3億円)	1/2 (3年) (上限100万円/年)	1/2	1/2 (5年)
	要件	投資額1億円	新規雇用5人	新規雇用5人 (外国・外資系企業 は人数要件無し)	新規雇用5人	投資額5千万円 新規雇用5人

※10 本社事業所：調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、情報サービス事業、管理業務であって、複数の事業所若しくは全社的な業務を行う事務所

※11 三大都市圏等：東京都、埼玉県、神奈川県、京都府、大阪府、愛知県及び政令指定都市

※12 既成都市区域：近畿圏整備法第2条第3項に規定する地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の一部）

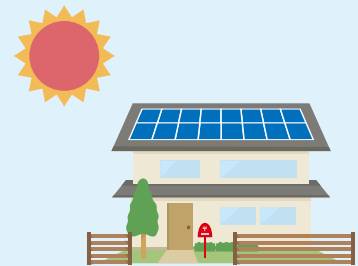
※13 研究施設：研究要員が施設の全正規従業員の20%以上であり、かつ次のいずれかに該当する施設
・研究用面積が施設総面積の20%以上 ・研究用関連投資額が総投資額の20%以上

重点立地促進事業の一例

／これらに類する製品を生産する製造業が対象です。／

01 新エネルギー、環境関連産業

- (1) 水素、太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギー
 - ・水素製造装置 ・水素燃料エンジン ・メタネーション装置
 - ・水素の利用に特化した製品類(タンク、ポンプ、タービンなど)
 - ・太陽光や洋上風力など再生可能エネルギーを活用して発電する装置
- (2) 蓄電池
 - ・リチウムイオン電池
 - ・大容量蓄電池 ・全固体電池
 - ・希少金属リサイクルに係る機器
- (3) 環境負荷を低減させ、資源循環による持続可能な社会の実現に資するものづくり
 - ・生分解性プラスチック
 - ・廃プラスチックリサイクルに係る機器



02 航空産業

- ・航空機(部材含む)
- ・航空機用エンジン
- ・ドローン
- ・次世代モビリティ(空飛ぶクルマ)



04 健康医療産業

- ・バイオ3Dプリンター
- ・希少疾患、難病向け新薬開発
- ・新型感染症向けワクチン、医薬品開発



03 ロボット産業

- ・自律走行型清掃ロボット
- ・物流用搬送ロボット
- ・公道における自動配送ロボット
- ・産業用ロボット
- ・医療ロボット(手術支援、調剤支援等)
- ・介護ロボット



05 半導体産業

- ・次世代半導体
- ・半導体製造装置
- ・半導体溶剤



よくある質問

01 支援を受けるためには、どのような要件がありますか。

産業立地条例の支援を受けるためには、立地促進事業に該当することの知事の事業確認を受けることが必要です。また、立地形態により以下の要件を満たす必要があります。

- 建物を建設する場合：土地の取得日又は賃借開始日から1年以内に建物の建設工事に着手すること。
(既存敷地での新展開事業の場合は当要件なし)
- 既存建物を取得又は賃借する場合：それぞれ取得日又は賃借開始日から1年以内に操業開始すること。

02 申請期限はありますか。

操業開始日までに、進出先市町に立地促進事業確認申請書を提出する必要があります。ただし、知事の事業確認日以降の投資（契約又は発注）及び雇用が支援の対象となりますので、**立地が決定しましたら早い時期にご相談ください。**

03 設備補助と雇用補助の補助対象期間はいつからいつまでですか。

知事の事業確認日から操業開始後6カ月以内までの期間の投資（契約又は発注）や雇用が補助対象です。

04 要件の（県内居住）新規雇用数はいつまでに達成する必要がありますか。

不動産取得税軽減では操業開始日、法人事業税軽減では操業後直近の決算日、雇用補助では補助金交付申請の時点で達成している必要があります。

05 設備補助の対象はどのようなものですか。

製造業、本社事務所、研究施設又はベイエリア内に立地する高級ホテルに係る所得税法施行令第6条第1号から7号に掲げる資産（建物・附属設備、構築物、機械・装置など）の取得及び設置にかかる費用が補助対象です。**ただし、対象事業のために新たに取得及び設置をし、同事業の実施に不可欠なものに限ります。なお、福利厚生施設や駐車場は補助対象外です。**

06 申請書の様式はどこで入手できますか。

兵庫県ホームページ内の制度のページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_000000002.html）に掲載しています。

兵庫県産業立地

検索

問い合わせ

産業立地促進制度について
知りたい時

産業用地をお探しの時

国内企業

兵庫県産業労働部地域産業立地課立地班

外国・外資系企業

兵庫県産業労働部国際局国際課経済交流班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 電話：078-341-7711（代表）

ひょうご・神戸投資サポートセンター

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 4F
電話：078-271-8400